武蔵野都市計画図

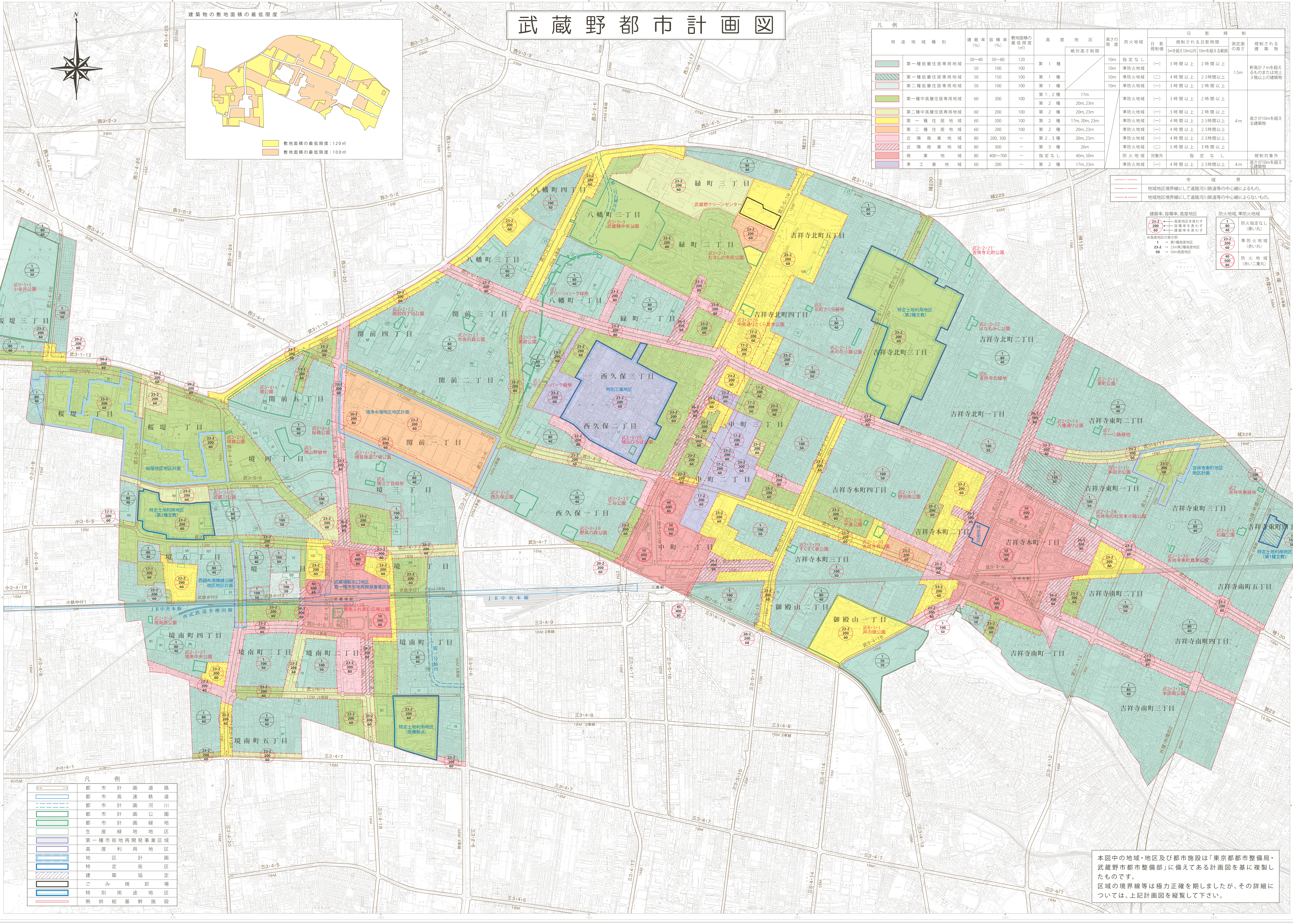
建築物の敷地面積の最低限度
敷地面積の最低限度：120㎡
敷地面積の最低限度：100㎡
八幡町四丁目
八幡町三丁目
八幡町二丁目
八幡町一丁目
緑町三丁目
武蔵野クリーンセンター
緑町二丁目
緑町一丁目
吉祥寺北町五丁目
吉祥寺北町四丁目
吉祥寺北町三丁目
吉祥寺北町二丁目
吉祥寺北町一丁目
特定土地利用地区（第2種文教）
桜堤三丁目
桜堤二丁目
桜堤一丁目
桜堤地区地区計画
関前四丁目
関前三丁目
関前二丁目
関前五丁目
関前一丁目
境浄水場地区地区計画
境四丁目
境三丁目
境五丁目
境二丁目
境一丁目
西久保三丁目
特別工業地区
西久保二丁目
西久保一丁目
中町三丁目
中町二丁目
中町一丁目
吉祥寺東町一丁目
吉祥寺東町二丁目
吉祥寺東町三丁目
吉祥寺東町四丁目
吉祥寺東町地区地区計画
吉祥寺本町四丁目
吉祥寺本町三丁目
吉祥寺本町二丁目
吉祥寺本町一丁目
特定土地利用地区（第1種文教）
吉祥寺南町二丁目
吉祥寺南町五丁目
吉祥寺南町一丁目
吉祥寺南町四丁目
吉祥寺南町三丁目
御殿山二丁目
御殿山一丁目
境南町四丁目
境南町三丁目
境南町二丁目
境南町一丁目
境南町五丁目
特定土地利用地区（医療拠点）
武蔵境駅北口地区第一種市街地再開発事業区域
西調布境線沿線地区地区計画
JR中央本線
西武鉄道多摩川線
三鷹駅
1：6,000

凡　例

	用途地域種別	建蔽率（%）	容積率（%）	敷地面積の最低限度（㎡）	高度地区	絶対高さ制限	高さの限度	防火地域	日影規制値	規制される日影時間 5mを超え10m以内	規制される日影時間 10mを超える範囲	測定面の高さ	規制される建築物
🟩	第一種低層住居専用地域	30～40	50～80	120	第1種		10m	指定なし	（一）	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒高が7mを超えるものまたは地上3階以上の建築物
		50	100	100			10m	準防火地域					
▨	第一種低層住居専用地域	50	150	100	第1種		10m	準防火地域	（二）	4時間以上	2.5時間以上		
▭	第二種低層住居専用地域	50	100	100	第1種		10m	準防火地域	（一）	3時間以上	2時間以上		
🟩	第一種中高層住居専用地域	60	200	100	第1，2種	17m		準防火地域	（一）	3時間以上	2時間以上	4m	高さが10mを超える建築物
					第2種	20m, 23m							
▭	第二種中高層住居専用地域	60	200	100	第2種	20m, 23m		準防火地域	（一）	3時間以上	2時間以上		
🟨	第一種住居地域	60	200	100	第2種	17m, 20m, 23m		準防火地域	（一）	4時間以上	2.5時間以上		
🟧	第二種住居地域	60	200	100	第2種	20m, 23m		準防火地域	（一）	4時間以上	2.5時間以上		
▭	近隣商業地域	80	200, 300	—	第2，3種	20m, 23m		準防火地域	（一）	4時間以上	2.5時間以上		
▨	近隣商業地域	80	300	—	第3種	26m		準防火地域	（二）	5時間以上	3時間以上		
🟥	商業地域	80	400～700	—	指定なし	40m, 50m		防火地域	対象外	指定なし			規制対象外
🟪	準工業地域	60	200	—	第2種	17m, 23m		準防火地域	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4m	高さが10mを超える建築物

―・・―	市域界
―・―	地域地区境界線にして道路河川鉄道等の中心線によるもの。
―+―	地域地区境界線にして道路河川鉄道等の中心線によらないもの。

建蔽率，容積率，高度地区

23-2 200 60	高度地区を表わす 容積率を表わす 建蔽率を表わす

※高度地区の表示例
1 → 第1種高度地区
23-2 → 23m第2種高度地区
50 → 50m高度地区

防火地域，準防火地域

1 80 40	防火指定なし（黒い丸）
23-2 200 60	準防火地域（赤い丸）
40 500 80	防火地域（赤い二重丸）

凡　例

○→	都市計画道路
▭	都市高速鉄道
– – –	都市計画河川
▭	都市計画公園
▭	都市計画緑地
▭	生産緑地地区
▨	第一種市街地再開発事業区域
▭	高度利用地区
▭	地区計画
▭	特定街区
▨	建築協定
▭	ごみ焼却場
▭	特別用途地区
▭	熱供給基幹施設

本図中の地域・地区及び都市施設は「東京都都市整備局・武蔵野市都市整備部」に備えてある計画図を基に複製したものです。
区域の境界線等は極力正確を期しましたが、その詳細については、上記計画図を縦覧して下さい。

株式会社武揚堂調製

武蔵野市役所

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。　（承認番号）4都市基交著第10号
（承認番号）4都市基街都第236号、令和4年11月21日
（承認番号）4都市基交都第54号、令和4年12月2日

令和5年3月更新